

【確認事項】

口座振替の手続きをされると、口座振替納付依頼書に記載された使用者コードで申請等された港湾施設使用料はまとめて口座振替されます。

例)

使用者コード：01234 で口座振替手続を行い、次の各申請で使用

①荷さばき地使用申請、②上屋使用申請

この場合①+②の使用料が口座振替されます。

複数の使用者コードがある場合、口座振替手続をされた利用者コードのみ口座振替されます。口座振替を利用できる使用料すべてを口座振替したい場合は、すべての利用者コードについて口座振替納付依頼書の提出が必要です。

例)

使用者コード㊦：01234 ①荷さばき地使用申請で使用

使用者コード㊩：09876 ③駐車場使用申請で使用

①③両方の使用料を口座振替したい場合、使用者コード：01234 及び使用者コード：09876 の両方で口座振替納付依頼書の提出が必要です

使用料の種類で振替口座を変更したい場合、上記のとおり複数の使用者コードがある場合、使用者コード㊦と使用者コード㊩で異なる金融機関、口座番号等を指定いただくことで可能です。

使用者コードが1件だけの場合は、別途、利用者登録申請（新規）を行っていただき、新たに付与される利用者コードも使って2件の口座振替手続を行ってください。

以後、港湾施設使用申請で使用する使用者コードの記入を誤らないようご注意ください。

納付書と口座振替を併用したい場合、上記のとおり複数の使用者コードをご用意いただき、1件の使用者コードでのみ口座振替手続を行ってください。